

平成26年 6 月臨時会

宮古地区広域行政組合議会会議録

平成26年 6 月 9 日 開会

平成26年 6 月 9 日 閉会

宮古地区広域行政組合

宮古地区広域行政組合告示第13号

平成26年6月宮古地区広域行政組合議会臨時会を次のとおり招集する。

平成26年6月2日

宮古地区広域行政組合
管理者 宮古市長 山本正徳

- 1 期 日 平成26年6月9日（月）午後1時
- 2 場 所 宮古市役所新里総合事務所議場
- 3 付議事件
 - (1) 公用車の事故に関する専決処分について
 - (2) 宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例

平成 26 年 6 月 宮古地区広域行政組合議会臨時会

平成 26 年 6 月 9 日（月曜日）

午後 1 時開議

議事日程

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 選挙第 1 号 議長選挙
- 日程第 3 議席の指定
- 日程第 4 会議録署名議員の指名
- 日程第 5 会期の決定
- 日程第 6 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 7 報告第 1 号 公用車の事故に関する専決処分について
- 日程第 8 議案第 1 号 宮古地区広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例

出席議員（12名）

1番	坂本	昇君	2番	伊藤	清君
3番	島山	直人君	4番	黒沢	一成君
5番	佐々木	重勝君	6番	古舘	章秀君
7番	野舘	泰喜君	8番	宮森	鋭幸君
9番	落合	久三君	11番	山崎	泰昌君
12番	小松山	久男君	13番	松本	尚美君

欠席議員（1名）

10番 坂本 正君

説明のための出席者

管理者	宮古市長	山本	正徳君
副管理者	宮古市副市長	山口	公正君
事務局	局長	田崎	義孝君
総務課	長	大久保	一吉君
施設課	長	鈴木	登志美君
消防	長	野沢	浩二君
消防次長兼消防課	長	及川	誠君
総務課	長	外舘	義博君

◎開 会

- 副議長（山崎泰昌君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しましたので、これより平成26年6月宮古地区広域行政組合議会臨時会を開会いたします。

◎仮議席の指定

- 副議長（山崎泰昌君） 日程第1、仮議席の指定を行います。
仮議席は、ただいま着席の議席を指名いたします。

◎選挙第1号 議長の選挙

- 副議長（山崎泰昌君） 日程第2、選挙第1号 議長の選挙を行います。
お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 副議長（山崎泰昌君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定いたしました。

ここでお諮りいたします。

指名の方法は、副議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 副議長（山崎泰昌君） 異議なしと認めます。

よって、副議長が指名することに決定いたしました。

それでは、議長に松本尚美君を指名いたします。

お聞きのとおり、副議長において指名いたしました松本尚美君を議長の当選人と定めることについて、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 副議長（山崎泰昌君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました松本尚美君が議長に当選されました。

松本尚美君が議場におられますので、本席から会議規則第30条第2項の規定により告知いたします。

松本尚美君にご挨拶をお願いいたします。

- 議長（松本尚美君） 宮古市議会選出の松本でございます。ただいまは議長に選任をいただき、誠にありがとうございます。

私が初めて広域の議会に参りましたのは、平成14年3月でありました。その後、平成22年10月より、宮古市選出議員の辞職後の後任として3年半、そして今任期の通算11年半、広域の議会に参画させていただくこととなります。

議長の職を務めさせていただくこととともに、あわせてご指導のほどよろしくお願

申し上げます。

1期目、広域に参りましたとき、消防、し尿、ごみ処理の事務事業だけでなく、さらに連携を進める中で、構成市町村が抱えるさまざまな共通課題の改善、解決のために、広域の視点に立ったことが抽出され、さらに充実が図られるものと思っておりました。そういった観点から一般質問がなされるものと思っておりましたが、実際にはそういった連携を模索することはなく、現状の3つの事業に限定するものでありました。

急速に進む人口減少、少子高齢化、消滅自治体が顕在化する今日にあって、地方自治体は、行政改革はもとより、若年層の定着、定住化、産業の活性化等々、多くの課題に喫緊に取り組まなければなりません。震災の復旧復興は一日も早く進めなければなりません。同時に抱えるさまざまな課題の中で、こういった視点に立って進められる施策、事務事業は必ずあるものと確信をいたします。また、ぜひとも進めなければならないものと考えます。

尊い命と大事な多くの財産を失った代償として、悲願の高速幹線道路の整備が驚異的なスピードで完成に近づいております。構成自治体、地域間の時間短縮が大幅に図られるものと思います。しかし、単に時間、距離が縮まるだけではなく、人と人の距離をさらに縮め、絆を強固なものにし、連携を進めることが、未来、また将来にわたって存続できる地域をつくり上げることが可能となるものと思います。

最後のチャンスかもしれません。推進のエンジンプラットフォームが当広域行政組合議会であってほしいものと期待するものであります。当組合の創設時の先人の思いにも応えるものと思います。管理者である宮古市長と参与の首長はもとより、議員職員の皆様、時代を担う広域圏の若者に夢と希望の持てる地域の再生と創造が一步でも前進できますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、多弁を弄しました。場違いとのご批判もあられましようが、私の議長就任の挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○副議長（山崎泰昌君） それでは、ここで新議長と交代させていただきます。ご協力ありがとうございました。

◎議席の指定

○議長（松本尚美君） これより、日程にしたがいまして議事を進行いたします。

日程第3、議席の指定を行います。

議席は、ただいま着席の議席を指定いたします。

なお、申し合わせ事項により議長は最終議席となっておりますが、私が13番でございますので、私が13番の議席となります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松本尚美君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、8番、宮森鋭幸君、9番、落合久三君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（松本尚美君） 日程第5、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期については、議会運営委員会で審議した結果、本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（松本尚美君） 日程第6、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第3条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、これにより欠員の生じている議会運営委員会委員を議長が指名いたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員に宮古市選出の落合久三君を指名したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議長が指名した落合久三君を議会運営委員会委員とすることに決定しました。

議会運営委員会委員長互選のため、暫時休憩いたします。

午後 1時 9分休憩

午後 1時14分再開

○議長（松本尚美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会委員長に会議結果の報告を求めます。

議会運営委員長。

○9番（落合久三君） 議会運営委員会の結果について報告いたします。

協議の結果、議会運営委員の皆様のご推挙によって、私、落合久三が議会運営委員会委員長となりました。どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

以上で報告といたします。

○議長（松本尚美君） 管理者から発言の申し出がありましたので、これを許可します。

管理者、山本宮古市長。

○管理者（山本正徳君） 議長のお許しをいただきましたので、宮古地区広域行政組合議会6月臨時会が開催されるに当たり、管理者として一言ご挨拶をさせていただきます。

まずもって、宮古市議会議員の改選に伴い、伊藤清議員、佐々木重勝議員、古舘章秀議員、落合久三議員、そして松本尚美議員の5名の方々が当組合の議会議員に就任されましたことに対しまして、歓迎とお祝いを申し上げます。

また、ただいま議長に松本尚美議員が選出され、ご就任されたことに対しまして、お祝いを申し上げますとともに、今後ともご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、この場をお借りいたしまして、当組合が実施をいたしております共同処理事務の近況について報告をさせていただきます。

初めに、一般廃棄物の適正処理でございます。当組合では、資源循環型社会の構築を目指し、排出量抑制によるごみ減量化とリサイクル推進を基本的な施策と位置づけ、関係団体、住民及び事業者と連携協力して、一般廃棄物の減量化や分別収集による再資源化、ごみ質の変化に応じた効率的な施設の運転管理、計画的な施設整備を推進いたしているところでございます。

特にも、本年度は平成25年度に策定いたしました一般廃棄物処理施設の長寿命化計画をもとに、品質・経済性にすぐれた工事が施工されるよう、ごみ焼却施設基幹改良工事の請負事業者を選定することといたしております。

また、昨年7月から実施をいたしております放射性物質に汚染された牧草やシイタケ栽培用ほだ木等、農林業系副産物の処理につきましては、燃焼管理、最終処分場の水質管理を適正に実施しながら、安全に処理してまいります。

今後とも当組合と構成市町村それぞれの役割分担を明確にし、住民及び事業者と連携協力しながら、宮古広域圏における一般廃棄物の適正処理に努めてまいります。

次に、消防事務について報告をさせていただきます。火災予防、警防を初め、救急、救助及び災害対策など広範囲に及ぶものでございまして、民生の安定、地域住民の安全確保という重要な使命を担っているところでございます。東日本大震災以降、地域の安全を守る消防への住民期待がますます高まる中、安全で安心して暮らせるまちづくりのため、構成市町村を初め、防災関係機関との連携を保ちながら、職員の育成、消防救急デジタル無線システムの活用、消防車両等の更新・維持管理、拠点施設の整備を行い、消防防災体制の一層の充実に努めてまいります。

以上、宮古地区広域行政組合の近況を申し上げさせていただきましたが、これら共同処理事務の適正な推進に当たりましては、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます、私からの報告と挨拶とさせていただきます。今後ともよろしくお願いを申し上げます。

◎報告第1号 公用車の事故に関する専決処分について

○議長（松本尚美君） 日程第7、報告第1号 公用車の事故に関する専決処分についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

野沢消防長。

○消防長（野沢浩二君） それでは、報告第1号をごらん願います。

報告第1号 公用車の事故に関する専決処分についてご説明をいたします。

本件については、平成26年4月9日に損害賠償の相手方と示談が成立しているものでございます。

それでは、専決処分の内容を朗読して報告にかえさせていただきます。

報告第1号 公用車の事故に関する専決処分について。

公用車の事故に係る損害賠償に関し、その損害賠償の額の決定について地方自治法第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

1、専決処分した年月日、平成26年4月3日。

2、損害賠償の相手方、報告に記載のとおりでございます。

3、損害賠償の額、4万7,484円。

4、損害賠償の原因、平成26年2月18日午後4時30分頃、救助現場に出動中の宮古消防署の救助工作車が、宮古市宮町一丁目1番38号地内の駐車場内で方向変換をする際、駐車場内に駐車していた軽自動車の後部に接触し、相手車両のリアバンパーを損傷したものである。

平成26年6月9日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

以上のとおりでございますが、公用車の運行管理につきましては、より一層の安全確認の上、事故防止の徹底を図ってまいります。

以上、報告といたします。

○議長（松本尚美君） 説明が終わりました。

本件については議会が委任している事項でございますが、何かご質問はございますか。
落合久三君。

○9番（落合久三君） いわずもがなだと思いますが、示談は当然終了していると報告がありましたので、債権・債務の有無はもちろんないと思いますが、または今後、訴訟等も行わないという旨の確約も当然とれていると思うんですが、そういう記述がないものですから、確認の意味でお尋ねをいたします。

○議長（松本尚美君） 野沢消防長。

○消防長（野沢浩二君） ただいまの落合議員の質問でございますが、本人とも示談が成立し、その上で訴訟とか、あとに問題の残らないようにしてまいります。

○議長（松本尚美君） 他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議案第1号 宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例

○議長（松本尚美君） それでは、次に、日程第8、議案第1号 宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野沢消防長。

○消防長（野沢浩二君） 議案集の1-1ページをお開き願います。

議案第1号 宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

今回の改正の趣旨でございますが、消防法施行令の改正に伴い、国の火災予防条例の

例が改正されたことから、宮古地区広域行政組合火災予防条例について、所要の改正をするものでございます。

条例案の内容でございますが、第18条から第22条関係でございますが、対象火器器具等を、祭礼、縁日、花火大会、展示会、その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合に、消火器の準備をした上で使用することを加えたこと、次のページにまいりまして、第5章の2、屋外催しに係る防火管理関係でございますが、第42条の2として、祭礼、縁日、花火大会、その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件に該当するものを指定催しとして指定しなければならないこと、また第42条の3として、主催者は防火担当者を定め、火災予防上、必要な業務に関する計画を作成させ、当該計画を消防機関に提出しなければならないことを加えたこと、1-3ページにまいりまして、第45条第1項に第6号、祭礼、縁日、花火大会、展示会、その他の多数の者の集合する催しに際して、露店等を開設する場合は、消防署長に届け出なければならないとしたことを加えたこと、第49条及び第50条は、火災予防上、必要な業務に関する計画を提出しなかった者に対し、罰則を科することを加えたものでございます。

附則として、この条例は平成26年8月1日から施行するものでございます。ただし、この条例の施行の日から起算して14日を経過する日までに終了する催しについては、この条例による改正後の宮古地区広域行政組合火災予防条例第42条の2、第42条の3の規定は適用しないとするものでございます。

以上、議案の朗読は省略させていただきます。

平成26年6月9日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、消防法施行令の改正に伴い、規程の整理を行うものでございます。これがこの条例案を提出する理由であります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（松本尚美君） これより議案第1号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例は原案どおり可決されました。

◎閉 会

○議長（松本尚美君） これをもちまして、本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、平成26年6月宮古地区広域行政組合議会臨時会を閉会いたします。

午後 1時29分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

宮古地区広域行政組合議会議長 松本 尚美

宮古地区広域行政組合議会副議長 山崎 泰昌

署 名 議 員 宮 森 鋭 幸

署 名 議 員 落 合 久 三